

WTO新ラウンド交渉(各論)

2002年10月
外務省経済局

WTO新ラウンド交渉(各論の目次)

1. 途上国問題

- 1 - 1. 途上国問題(問題の構図)
- 1 - 2. 途上国問題(「実施」問題)
- 1 - 3. 途上国問題(S & D)
- 1 - 4. 途上国問題(技術支援/キャパシティ・ビルディング)
- 1 - 5. 途上国問題(医薬品アクセス)

2. 農業

- 2 - 1. 農業交渉(交渉プロセスの現状)
- 2 - 2. 農業交渉(主要論点)
- 2 - 3. 農業交渉(主要国の立場)
- 2 - 4. 農業交渉(市場アクセス: 関税率)
- 2 - 5. 農業交渉(市場アクセス: 関税割当(含む運用))
- 2 - 6. 農業交渉(国内助成)
- 2 - 7. 農業交渉(輸出競争(輸出補助金))

3. サービス

- 3 - 1. サービス貿易交渉(問題の構図)
- 3 - 2. サービス貿易交渉(自由化)
- 3 - 3. サービス貿易交渉(ルール)

4. 非農産品

- 4 - 1. 非農産品市場アクセス交渉(交渉プロセスの現状)
- 4 - 2. 非農産品市場アクセス交渉(議論のポイント)

5. アンチ・ダンピング

- 5 - 1. アンチ・ダンピング交渉
- 5 - 2. アンチ・ダンピング交渉(各国の立場)
- 5 - 3. ダンピング防止税の賦課手続き

6. TRIPS

- 6 - 1. TRIPSにおける地理的表示(GI)
- 6 - 2. GI保護を促進するための多国間通報登録制度

7. 貿易と環境

- 7 - 1. 貿易と環境(問題の概要)
- 7 - 2. 貿易と環境(WTOルールとMEAsとの関係)

8. 紛争解決了解

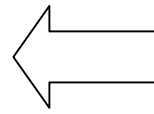
- 8 - 1. 紛争解決了解(DSU)改正交渉
- 8 - 2. 紛争解決手続の流れ

9. 投資

- 9 - 1. 投資ルール(現状)
- 9 - 2. 投資ルール(主要論点と今後)

1-1. 途上国問題 (問題の構図)

途上国はWTO協定の実施段階
に入って様々な困難に直面



先進国も真剣に対応しないと、
新ラウンド交渉は妥結しない。

途上国が主張する問題点

途上国が主張する解決策

URの結果であるWTOはあまりに野心的
かつ先進国寄り。従って「実施」面で問題

【広義の「実施」問題】

WTO協定を改正して利益の
リバランスを図るべし
【狭義の「実施」問題】

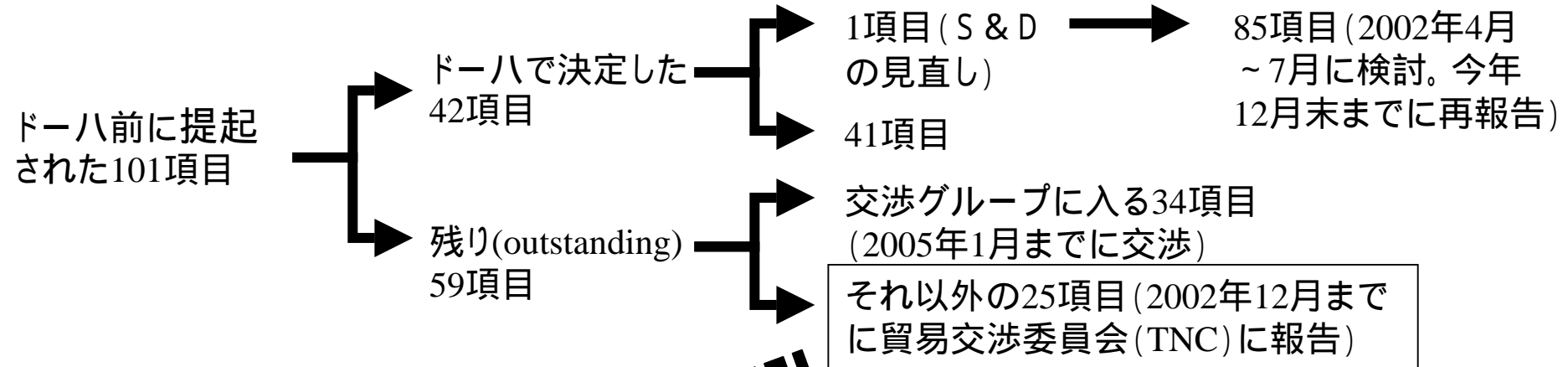
既存のS & D条項を活性化、
義務化すべし

技術支援 / キャパシティ・ビルディングが必要

1. WTO協定は先進国寄り。
途上国は実益を得ていない
2. 途上国配慮規定(S & D条項)も
あるが使えない
3. 遵守能力も交渉参加能力も不十分
4. TRIPS協定による特許権者の保護が
「過大」であるために、エイズ等の
治療薬が安価で買えない

TRIPS協定を改正して、安価なコピー薬を
途上国へ輸出できるようにすべし。

1-2. 途上国問題(「実施」問題)



途上国

途上国が裨益するように、WTO協定のリバランシング、改正提案を約25項目要求。

- ex
- ・途上国にはローカルコンテンツ禁止規定を免除すべし。(TRIM)
 - ・TRIPS協定の経過期間(2000年で終了)を延長すべし。

EU、日本、米国

WTO協定の規律を維持しつつ途上国の要望にどこまで応えうるか検討中。

1-3. 途上国問題 (S&D)

途上国

- ・S & D条項を改正して義務化し、途上国の権利を十分確保すべし。
- ・アフリカ、LDC、インドなど併せて85項目以上の要求。

(例)

- ・途上国に対しダンピング防止措置をとる際には、特別事情を考慮する
- ・紛争処理協議を行う場合には、途上国の事情に特別の注意を払う。
- ・LDCに対し、農産品関税削減を免除する。

先進国

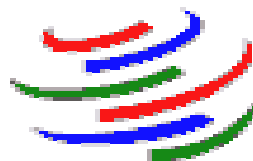
- ・義務化には反対。
- ・途上国の「卒業」は必要。
- ・既存のS & D条項を活性化する方法を検討すればよい。

1-4. 途上国問題

(技術支援 / キャパシティ・ビルディング)

ドーハ閣僚宣言で、既存のWTOルールの実施や、投資、競争、環境等の新分野のルール作りにおいて、途上国に対する技術支援の重要性を確認。第5回閣僚会議にて成果を報告する必要あり。

WORLD TRADE ORGANIZATION



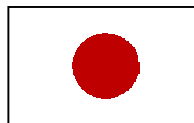
WTO事務局

データベースの整備、充実した「2003年技術協力計画」の策定、技術協力基金 (Global Trust Fund: GTF) への拠出のフォローに注力。

途上国

(アジア・アフリカ・中南米)

ルール遵守能力が不足。
交渉参加能力も不足。
先進国からの十分な
キャパシティ・ビルディング
なしには新分野の
交渉に前向きになれない。



日本

アジア、アフリカ諸国への
技術支援を重視。シンガ
ポール・イシューを重視。



米国

重点援助分野として
貿易を位置づけ。



EU

重点援助分野として
貿易を位置づけ。

1-5. 途上国問題 (医薬品アクセス)

途上国でエイズ等の感染症の治療薬を
いかに安く購入できるようにするか、
エイズ感染者は世界で4000万人、
うち90%以上が途上国に集中

問題点

特許権がこれ以上弱まったり、
コピー薬が大量生産されると
製薬会社の新薬開発意欲が衰え、
将来のためにならない。

LDC (主としてアフリカ諸国)

エイズ治療薬を安価で手に入れたい。
強制特許権を実施したいが生産能力がない。

途上国一般

現行のTRIPS協定は政府の
強制実施権限を不当に制限。

インド・ブラジル

先進国等で開発されたエイズ治療薬等を
自国で安価な特許料でコピー生産し、
LDCに提供したい。
TRIPS協定30条(与えられる権利の
例外)を援用する。

EU

TRIPS協定31条(コピー
製品は国内市場への供給
に限定する)を改正して
法的安定性を図る。

米国・日本

TRIPS協定31条を改正せず、
代わりに特定の国に対してのみ
免除(ウェイバー)を認める。
(ただし、我が方は、これで途上国が
了解するか疑問と考えている。)

2-1. 農業交渉

交渉プロセスの現状

- ・農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意を受けて2000年から開始。その後、本年から開始された新ラウンドの一部として位置付け。
- ・第1フェーズ(2000.1～2001.3:各国による交渉提案提出)
第2フェーズ(2001.4～2002.3:各国提案内容の詳細検討)
第3フェーズ(2002.4～2003.3:交渉の大枠(モダリティ*)の確立)
- ・第3フェーズの中で、輸出競争(6月)、市場アクセス(9月上旬)、国内助成(9月下旬)は一通り終了。
 - 11/18-22 その他事項の議論
 - 12/18 議長より「概観ペーパー(モダリティのベースとなる最初の文書)」の提示
 - 2003/2 議長より「モダリティ1次案」の提示
 - 2003/3/31 モダリティ確立
 - 2003/9/10-14 カンクン閣僚会議で各加盟国が約束事項(譲許表)をWTOに提出

*モダリティ(modality)とは、ウルグアイ・ラウンドの関税分野で言えば、「全ての国境措置を関税化し、平均で36%、品目別に最低15%の関税を削減する」といった、各国に共通に適用されるルールや自由化の水準。

2-2. 農業交渉

主要論点

(1) 市場アクセス:

関税の削減方式。アクセス(関税割当等)の改善方法。

(2) 国内助成:

「黄」(削減対象)の削減方式。

「青」(一定の条件下で削減対象外)の政策の取扱い。

「緑」の政策(削減対象外)の要件。

(3) 輸出競争:

輸出補助金(輸出補助効果を持つ措置を含む)の削減方式

(4) 途上国配慮の実現方法

(5) 非貿易的関心事項の考慮方法

<注>「黄」:生産関連補助金や価格支持政策など貿易や生産に影響があるもの。

「青」:稲作経営安定対策など生産調整を伴う直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの。

「緑」:試験研究や土地改良など貿易や生産に対する影響がないもの。

2-3. 農業交渉

(主要各国の置かれた現状)

米国 補助金増額及び(生産刺激的な)不足支払の復活を含む2002年農業法(5月成立)により、農業交渉に臨む姿勢に疑義が呈されたが、自由化志向の強い新提案(7月発表)で巻き返しを図る(但し、米国自身による提案の実施可能性に疑問が提起されている)。

ケアンズ諸国 関税、補助金等の撤廃を主張(但し、内部に不協和音あり)
米と協力して、日・EUが交渉に後ろ向きとのネガティブ・キャンペーンを行う。

EU 9月の独総選挙の結果を踏まえて、共通農業政策中間見直し(CAP)を検討しているところ、(特に拡大を見据えた補助金の負担水準及び加盟国間での負担配分)、現在は様子見の姿勢(なお、フランスを始めとする一部EU諸国は現時点での改革自体に後ろ向き)。

日本 年内に削減幅等の数字を含む具体的方向性を出すことは考えていない。

12月18日に出される議長概観ペーパーへの対応が鍵。

2-4. 農業交渉

(市場アクセス:関税率)

日本、EU

ウルグアイ・ラウンド方式
(ウルグアイ・ラウンドでは全体で36%削減、個別品目で最低15%削減
:品目の柔軟性)

米国

削減方式は、スイス方式
(注)を提案。5年間で全ての関税を25%以下に削減の上最終的に関税撤廃。

対立

対立

途上国

途上国の引き下げ幅、削減期間の柔軟性

協調

ケアンズ

先進国はスイス方式で25%以下にカット(実施期間冒頭に前払い)
途上国はスイス方式を基礎にしつつも柔軟な方式。

(注)スイス方式:ウルグアイ・ラウンドの時に鉱工業品の引き下げ方式としてスイスが提案したもの。全ての関税を一定水準以下に下げることになるため、高関税ほど引き下げ幅が大きくなる。

2-5. 農業交渉

(市場アクセス: 関税割当 (含む運用))

EU

割当、運用
ルールの改善・明確化
(枠の拡大に
応じる用意ありか?)

協調

日本

割当運用ルールの改善
・明確化 (枠の拡大より
運用改善を重視)
< コメのミニマムアクセス
に関し > 基準年の見
直し、特例措置による加
重アクセス数量の見直し
(コメは現在 7.2% (当
初から関税化していれ
ば 5%))

対立

対立

米国

5年間で20%枠
を拡大する。枠
内税率撤廃

協調

ケアンズ

アクセス数量の大
幅拡大 (国内消費
量の20%を上積
み)。枠内税率撤
廃。最終的には単
一関税への移行

途上国

途上国は
枠の拡大
免除

2-6. 農業交渉

(国内助成)

途上国

- 先進国に対する「緑」の要件厳格化と途上国へのS&D

対立

- 「青」の廃止
- 先進国による品目毎のAMS大幅削減と途上国に対する要件緩和

日本

- 「緑」の要件緩和
- 「青」の維持
- 2000年約束水準を基準に総合AMS(国内助成合計量)による削減
- デミニミス(助成水準が低いため、削減対象外となるもの)の維持

協調

EU

- 「緑」の維持、動物愛護の費用を緑の政策に追加
- 「青」の維持
- 総合AMSによる削減
- デミニミス大幅削減

米国

- 「緑」の維持
- 「青」の廃止
- AMS(含「青」)を5年間で農業生産額の5%まで削減
- デミニミスの維持

協調

ケアンズ

- 「緑」の厳格化
- 「青」の廃止
- AMSは初年度50%削減の上、実施期間中に撤廃
- AMSの要件の厳格化

2-7. 農業交渉

(輸出競争(主に輸出補助金))

EU

削減には応じる準備があるが、輸出信用等、他の輸出補助措置に対する規律とのバランスを勘案(99年で56億ドルもの巨額の輸出補助金)

日本

削減(日本は輸出補助金を出していない)

米国

5年で撤廃

協調

対立

対立

途上国

先進国は撤廃(途上国の撤廃については意見分かれる)

ケアンズ

実施期間冒頭に50%削減の上、3年で撤廃(途上国は6年)

3-1. サービス貿易交渉 (問題の構図)

1. 交渉プロセスの現状

サービス貿易交渉は、ウルグアイ・ラウンドでの合意を受けて2000年から開始された。その後、本年から開始された新ラウンドの一部として位置づけられている。

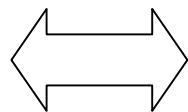
本年6月末にイニシャル・リクエストを提出。来年3月末までにイニシャル・オファーを提出することとなっている。

自由化交渉 まずバイ交渉を行い、それらをまとめてマルチの交渉を行う。
ルール交渉 マルチで行う。

2. 利益の構造

先進国

サービス貿易の自由化が経済発展にもたらす対内直接投資の増大、雇用増進等の利益を導くため積極的。各国が積極的に交渉に参加することを奨励。



途上国

サービス貿易の更なる自由化は、先進国を利するのみとして、性急な自由化には消極的。途上国配慮、自主的自由化に対する交渉上のクレジットの認知、技術支援、緊急セーフガード措置の許容等が必要と主張。

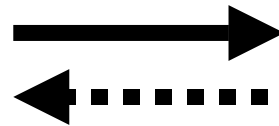
3-2. サービス貿易交渉(自由化)

サービスの自由化交渉(二国間)

各国が相手国に対し、サービス貿易の更なる自由化を要請(リクエスト)し、各国がこれを踏まえオファーを提示。二国間交渉の成果は全てのWTO加盟国に対する約束(法的義務)となるのが原則(MFN原則)。

残存する各種規制等の撤廃、
音響映像、海運等の自由化

日本



米、EC、加、スイス、
その他の先進各国

人の移動、自由職業
(法律サービス等)、郵便
エネルギー等の自由化

人の移動の自由化、自由職業、実務
(コンピューター関連サービス等)、観光など
の途上国が競争力を有するサービスの自由化

日本からのリクエストと大要同じ

電気通信、建設、流通、
金融、運送等の基幹
サービス産業などの自由化
(外資規制の撤廃)

ASEAN各国、中国、台湾、香港、
メキシコ、ブラジル、インド、
その他の途上国各国

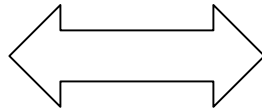
3-3. サービス貿易交渉 (ルール)

サービスのルール策定交渉 (多国間)

国内規制 (資格要件・手続、技術上の基準、免許要件・手続等) に関する新たな規律策定交渉

先進国

外国の者によるサービス提供を容易にするため、各国の国内規制の透明性、妥当性を確保するための規律の策定が必要。



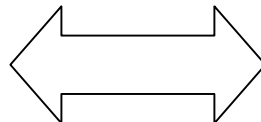
途上国

国内の実施能力に問題があるため、現在の協定以上の規律の策定には消極的。

緊急セーフガード措置 (ESM) に関する新たなルールの策定交渉

先進国

各国の自由化約束の法的安定性を害するため、ESMを認めること自体に消極的。



途上国

輸入急増の場合の自国サービス産業保護のため、各国が緊急セーフガードを発動できる手続及び要件を定めたルールの策定が必要。

4-1. 非農産品市場アクセス交渉

交渉プロセスの現状

交渉の対象は、非農産品全て(鉱工業品、林水産品)。

関税及び非関税障壁の削減/撤廃を目指す。

本年3月から今後の作業計画について議論を開始。モダリティ合意期日について先進国と途上国間で激しい対立があったが、7月19日の貿易交渉委員会で決着。

11/1 :モダリティ(注)に関する各国提案の提出期限(なお、12月31日までに提出された提案は考慮されることになっている。これまでに米、EU、日本、韓国、NZ等が一般的な貢献ペーパーを提出。)

12/2-3 :現状評価

2003/1-2 :議長による「概観ペーパー」提示

2003/3/31 :モダリティの骨格についての共通理解を形成する期限。

2003/5/31 :モダリティ合意期限。

その後、交渉により終結までに各加盟国が引き下げ等の約束事項(譲許表)に合意し、WTOに提出。

(注)モダリティ

ウルグアイ・ラウンドでは、全体で平均の33%の引き下げに合意。但し引き下げ方式は各国の自由。主要国間でゼロゼロ(分野別の関税相互撤廃:医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、家具、農業機械、紙・パルプ)、関税ハーモニゼーション(関税率を一定値に調和:化学品)を合意。

4-2. 非農産品市場アクセス交渉

議論のポイント : 南南貿易を含め、世界貿易を如何に拡大するか。

(1) **譲許率**を如何に向上させるか(先進国は99%以上の品目を譲許、途上国は60~80%のみ)

(2) **関税の引き下げ方式**をどうするか

フォーミュラ・カット: 一定のルールないし方式に基づき引き下げ

目標関税率設定: ある引き下げ水準(%)を定めて、その値まで引き下げ

リクエスト&オファー: 関心品目につき二国間交渉の積み重ねで引き下げ

ゼロゼロ(特定品目に関する関税撤廃)、タリフ・ピーク、タリフ・エスカレーション(我が国にもあり)、ハイ・タリフをどう取り扱うか

(3) **途上国への配慮**をどうするか

*我が国の問題としては、林水産品について、有限天然資源の持続的利用の観点を如何に主張していくか、という点もあげられる。

<注>

タリフ・ピーク: 特定の品目に係る一定水準以上の高関税をいうが国際的定義はない。OECDでは、平均値の3倍以上の税率、又は15%以上の税率とされている。

タリフ・エスカレーション: 原材料には無税か低関税率を適用し、加工度が進むに従って高い関税率を適用する関税体系。

ハイ・タリフ: 全般的な平均水準の高さを指すことが多いが、具体的な定義はない。

5-1. アンチ・ダンピング (AD) 交渉

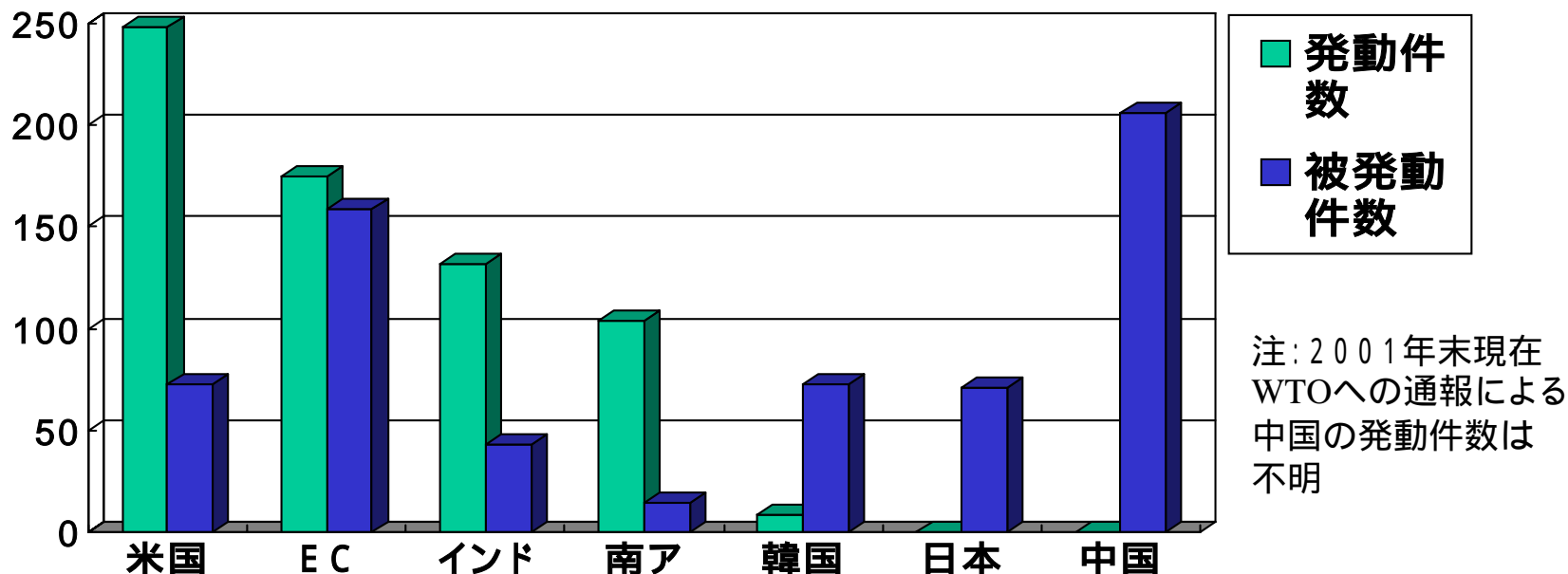
現行のAD協定には曖昧な部分も多く、AD措置を発動しようとする国の調査当局の裁量が大きい。



98年のアジア経済危機を背景とした鉄鋼輸入の急増 米国はAD税を多用。最近ではインド、南ア等の途上国もAD税の発動を増加。



我が国は、AD措置の保護主義的使用(濫用)を防止するため、AD交渉の開始を主張。昨年のドーハ閣僚会議における米国の譲歩で実現。



(注) AD措置: ある商品が正常な国内販売価格より低い価格で輸入され、国内産業に実質的損害が発生している際に、これを相殺し防止するために輸入国が課すことのできる関税措置

5-2.AD交渉(各国の立場)

ADフレンズ

AD措置の濫用を防止するため、以下の改正が必要であると主張。

ダンピング認定手続(国内価格の認定方法等)の明確化

損害認定(ダンピング輸入と損害の因果関係を立証する際の基準・手法等)の明確化

調査手続きの明確化及び改善(消費者の意見等の検討の義務化、申請適格の厳格化(現行の「国内総生産の25%」を引き上げる)、AD調査を取りやめる条件の改善(現行の「ダンピング幅2%、ダンピング輸入量3%」を引き上げる)等)

ダンピング防止措置(原則5年)の延長手続の明確化



日本



タイ



チリ



シンガポール



韓国



ブラジル



ノルウェー

香港

コロンビア

コスタリカ

イスラエル

メキシコ

台湾

トルコ

途上国



インド

途上国は、途上国産品のみを特別扱いすることを主張(考え方はフレンズに近い)

EU



ECは、AD協定の一部の改正に賛成(フレンズから見て)

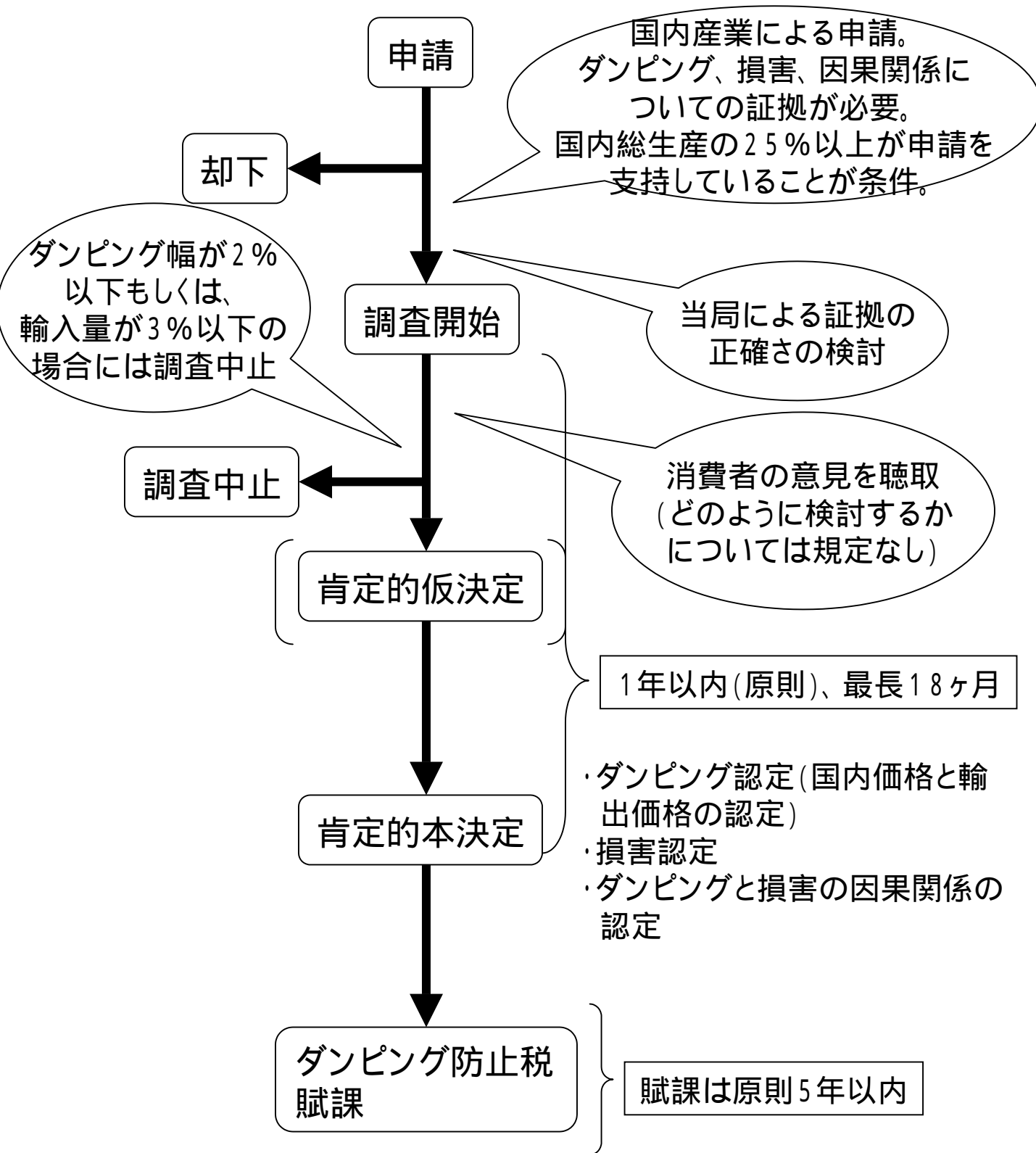
迂回防止ルール策定(フレンズは反対)

米国



基本的に現在の協定の変更に反対

5-3.ダンピング防止税の賦課手続



6-1. TRIPSにおける地理的表示 (GI:Geographical Indications)

一般的保護(TRIPS第22条)

- GIを保護する(誤認がある場合に限る)。

北海道産のハムに...

× パルマハム

北海道産パルマ風ハム

追加的保護(TRIPS第23条) (ワイン・スピリッツ)

- GIを保護する(誤認があるか否かを問わない)。
- GIの保護促進のため多国間通報・登録制度の設立についてTRIPS理事会において交渉を行う。

山梨産ワインに...

× ボルドーワイン

× ボルドー風ワイン(山梨産)

ドーハ閣僚宣言(パラ18) : 第5回閣僚会議までに交渉する



3月8日の第一回TRIPS理事会特別会合において交渉開始。

保護の例外(TRIPS第24条) → 先出願(商標)、
先使用(TRIPS協定成立より10年前)(ワイン・スピリッツの保護のみ)、一般名称化

追加的保護の対象品目を(ワイン・スピリッツ以外へ)拡大する動き (旧大陸諸国)
(TRIPS理事会通常会合)

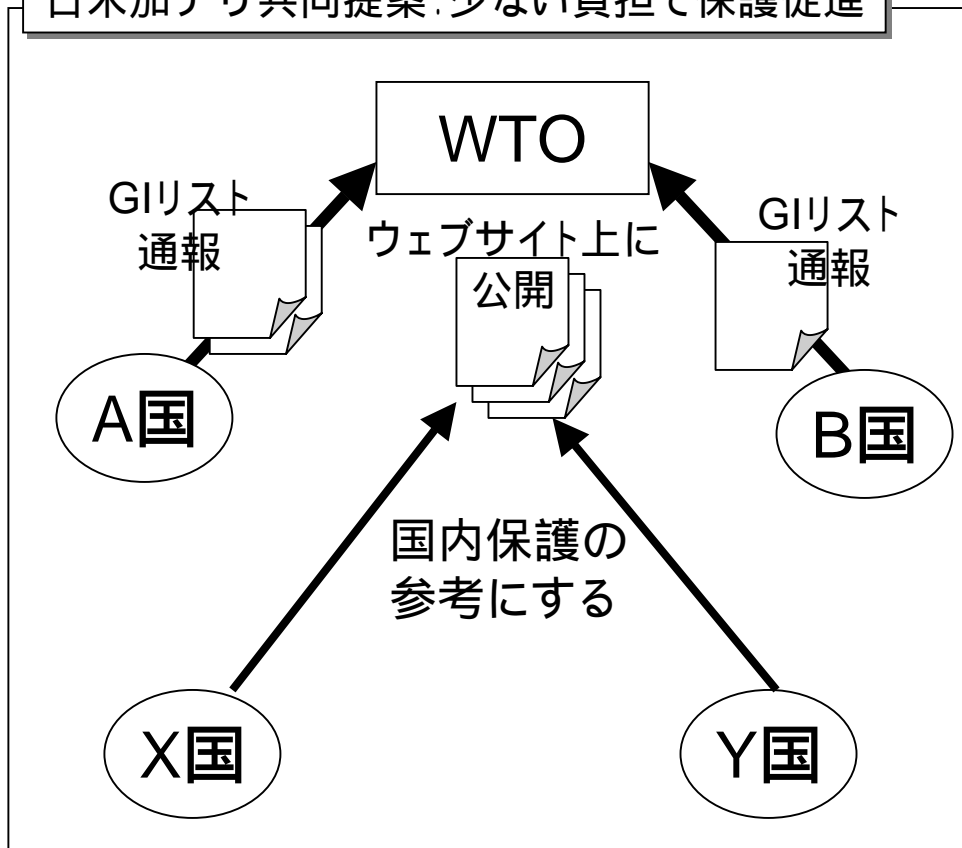
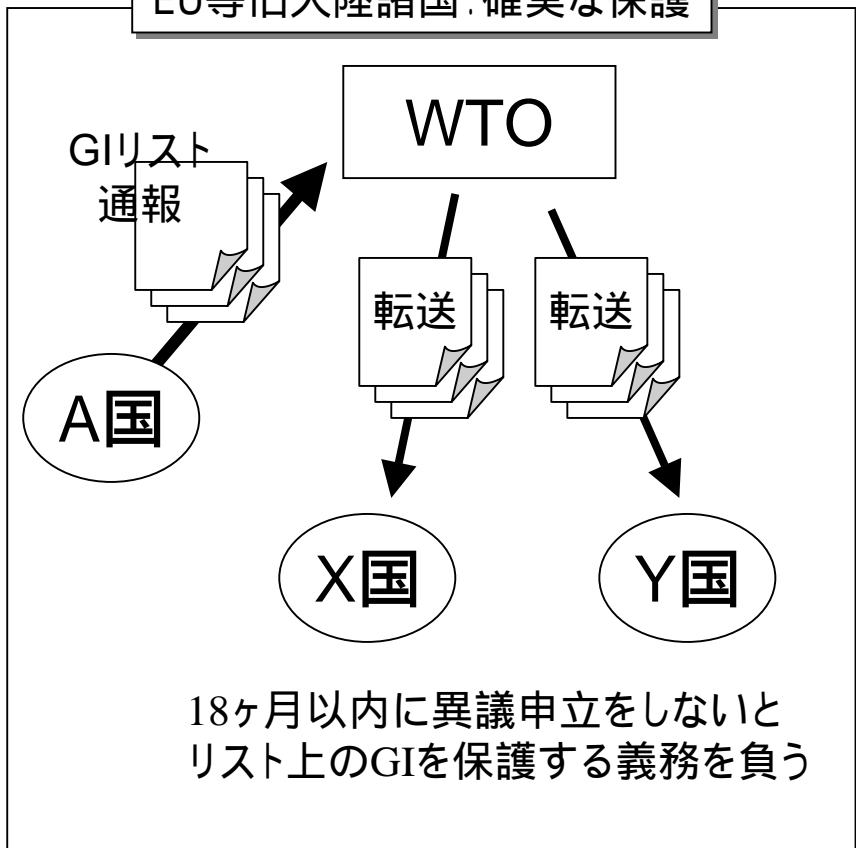
6-2. GI保護を促進するための多国間通報登録制度

EU等旧大陸諸国

米等新大陸諸国

EU等旧大陸諸国: 確実な保護

日米加チリ共同提案: 少ない負担で保護促進



7-1. 貿易と環境 (問題の概要)

貿易は環境
にプラスか
マイナスか？

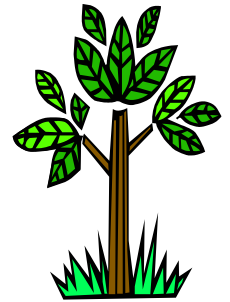


貿易

- ・資源の効率的な利用により環境への負荷は減少。
- ・貿易を通じた所得の増大により生活水準の向上や環境保全のための資金を創出。
- ・環境水準の差が貿易障壁となる。
- ・環境に名を借りた保護主義を懸念。

環境

- ・環境を省みない経済活動の拡大は資源の大量消費や汚染や廃棄物の増大を招く。
- ・持続可能な開発の視点が必要。
- ・地球規模の環境問題には国際社会の取り組みが必要。



新ラウンドの交渉議題

今後交渉対象とするか研究を続ける議題

- ・既存のWTOルールとMEAs上の貿易義務との関係
- ・環境関連物品及びサービスの関税及び非関税障壁の削減・撤廃等

・ラベリング等

具体的には？

WTOルール

- ・数量制限の禁止
- ・最恵国待遇
- ・内国民待遇

多国間環境協定 (MEAs)

例1: ワシントン条約に基づく動植物の輸出入規制

貿易ルールと環境ルールの整合性を図るための規律作り

例2: バーゼル条約に基づく有害廃棄物の輸出入規制

7-2. 貿易と環境

(WTOルールとMEAsの関係: 主要国の立場)

推進派



E U



スイス



日本



ノルウェー

・国際約束に基づく環境保護措置をWTO協定上も明確にしたい。

・MEAsの非締約国への波及を警戒
ex. 米は京都議定書、カルタヘナ議定書に不参加。

慎重派



米国



インド



オーストラリア



アルゼンチン

他多くの途上国

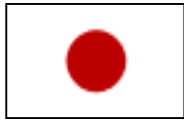
・環境を名目とする保護貿易措置に反対。

8-1.紛争解決了解(DSU)改正交渉

【交渉の特徴】

2003年5月までに終了。ラウンド交渉のシングル・アンダーテイキングの外。改正に盛り込む事項を早く絞り込んでいく必要がある

【主要な提案】



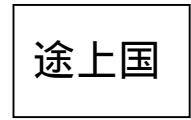
日本



EU



米国



途上国

アフリカ諸国、インド、マレーシア等

紛争処理のマルチの性格を維持するため シーケンス問題 最優先

21条(パネル勧告の実施の有無)と22条(対抗措置)の前後関係(シーケンス問題)の明確化。

<勧告の未実施をパネルで判断した後に関り対抗措置の発動を可とする修正を行う>

日本、加等共同提案国(14ヶ国)、ECその他より支持。

DSU全体の改善を図るため 包括的な交渉を要求

パネリスト選考時間の短縮及びパネル報告書の質の向上のため
パネルの常設化

勧告実施の遅れを関税引き下げ等で代償する制度の活性化(豪、エクアドル等も提案)

発動される対抗措置が紛争解決機関によって承認されたレベルと同等であることの確保(米国が行っている「制裁品目の定期的変更」の実質的禁止で、米は反対)

事実認定の欠如により上級委が判断できない問題をパネルに「差し戻す」制度の導入(支持が多い)

透明性、迅速性を重視

手続及び提出文書の公開

アミカス・ブリーフ(第三者、NGOなどの意見書)

容認

手続の短縮

途上国支援が必要

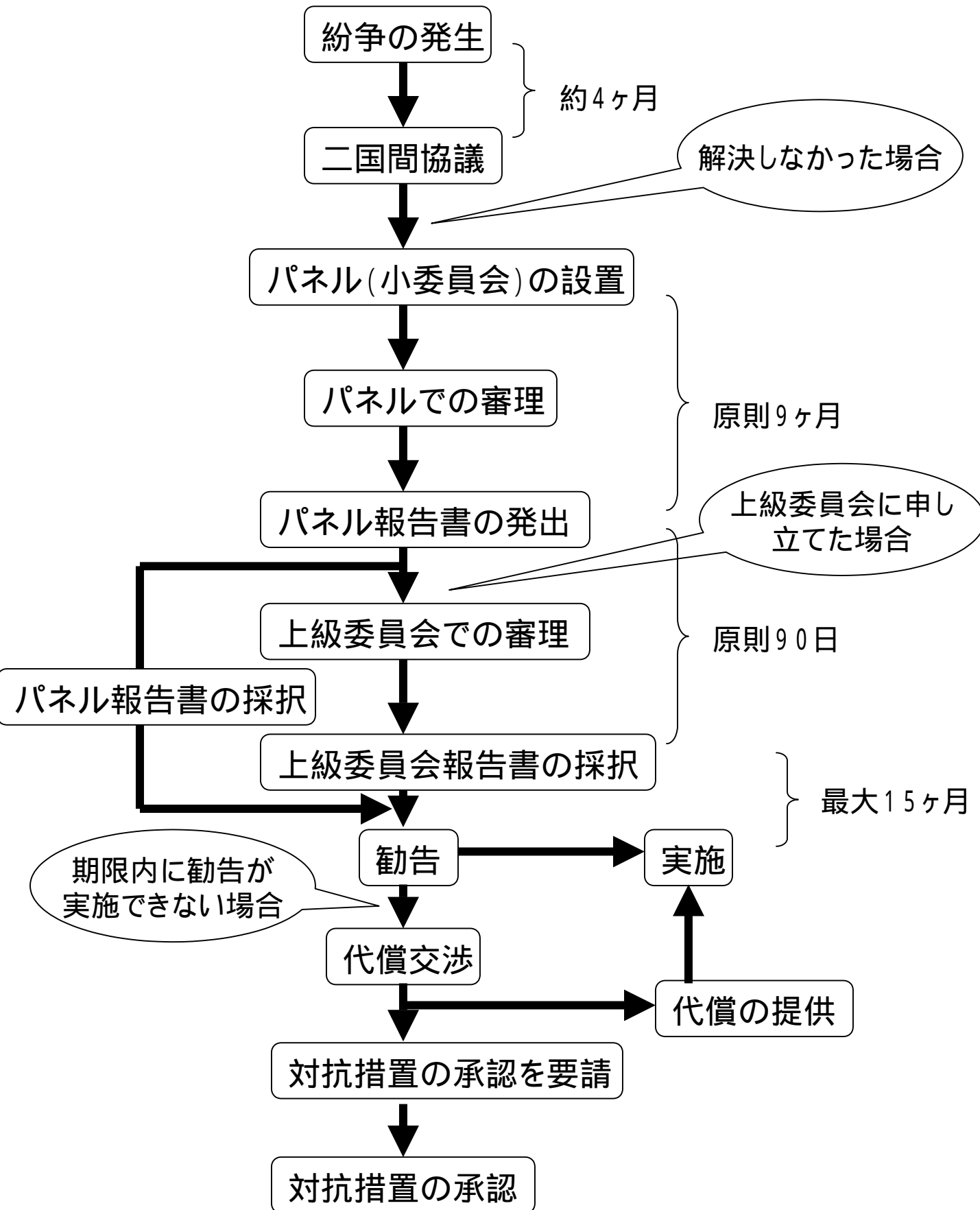
手続の公開不要

アミカス・ブリーフ不可

紛争における途上国支援(資金・人的資源)

勝訴した途上国の訴訟経費を敗訴国(先進国)が負担。

8-2.紛争解決手続の流れ



9-1. 投資ルール(現状)

マルチ投資ルールの交渉開始を目指して議論中

推進派



日本



韓国



E U



カナダ



米国



マレーシア



インド

慎重派

他多くの
途上国

マルチ投資ルール策定は
重要課題(海外進出する
我が国企業の利益)

開発政策を縛る恐れのある
投資ルールに消極的

投資ルールにより実現を目指すもの

透明性

内国民待遇・最恵国待遇

送金の自由

紛争解決手続

9-2.投資ルール(主要論点と今後)

- **主要論点**

- ルールの対象とする「投資」

 - 米国:可能な限り広く定義(直接投資 + ポートフォリオ投資)

 - 日、EU、韓:直接投資(+長期ポートフォリオ投資)

 - インド、マレーシア:直接投資のみ

- 設立前段階の無差別性(内国民待遇、最恵国待遇)

 - 米国:ネガティブ・リスト(約束できないものを書き込む)で規定すべき

 - 日、EU、韓:ポジティブ・リスト(約束できるものを書き込む)で規定すべき

 - インド、マレーシア:規定すべきでない

- **今後:第5回閣僚会議で交渉を開始することが重要**